

## 第5章 放射線対策

### 1 放射性物質の汚染の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染は、東北、関東を中心とした東日本全域に及んでいる。

国では、平成24年1月1日付けで放射線対策についての特別措置法を制定し、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下となることを目標に除染等の対策を実施している。また、食品についても平成24年4月から基準（表5-1）を強化し、食の安全・安心の確保を図っている。

（表5-1）食品中のセシウムの基準値

食品群	基準値（Bq/Kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

富津市内では、公共施設等で継続的に空間線量のモニタリング調査を実施している。（表5-2）

また、日本原子力研究開発機構から車載式放射性測定装置（走行サーベイメーター）を借用し、市内全域で調査を実施したところ、ほとんどの地点で毎時0.10マイクロシーベルトを下回っている状況であった。

（表5-2）空間放射線量モニタリング調査結果

調査地点	延べ測定回数	測定値
99ヶ所	269回	0.03~0.10 $\mu$ Sv/h